

## 資料編

### 1 計画改訂の経過【平成27年度】

#### (1) 経過

平成27年4月24日 平成27年度 第1回 旭川市環境審議会

- ・旭川市環境基本計画（第2次計画）の改訂に関する質疑

平成27年5月8日 環境総合調整会議

- ・旭川市環境基本計画（第2次計画）改訂に関する確認

「旭川の環境」市民意識アンケート調査  
（平成27年6月20日～平成27年7月10日）

平成27年9月1日 平成27年度 第2回 旭川市環境審議会

- ・前計画の進捗状況及び市民意識アンケート調査の結果に関する質疑

平成27年10月30日 環境総合調整会議

- ・改訂案の提示，及び環境審議会への諮問
- ・市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施決定

平成27年11月6日 平成27年度 第3回 旭川市環境審議会

- ・改訂に関する諮問
- ・改訂案に関する審議

市民意見提出手続（パブリックコメント）  
（平成27年11月26日～平成27年12月25日）

平成28年1月13日 平成27年度 第4回 旭川市環境審議会

- ・市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果の報告
- ・改訂案に対する委員意見の整理・集約

平成28年1月26日 平成27年度 第5回 旭川市環境審議会

- ・答申案の決定

平成28年2月26日 旭川市環境審議会から答申書提出

平成28年3月29日 環境総合調整会議

- ・旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】（最終案）の確認

## (2) 旭川市環境審議会への諮問

旭環第174号

平成27年11月6日

旭川市環境審議会

会長 森重正也 様

旭川市長 西川 将人

旭川市環境基本計画の改訂について（諮問）

旭川市環境基本条例第8条の規定に基づき、旭川市環境基本計画【第2次・改訂版】（案）について、貴審議会の意見を求めます。

### (3) 旭川市環境審議会の答申

平成28年2月26日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市環境審議会

会長 森重 正也

#### 旭川市環境基本計画の改訂案について（答申）

平成27年11月6日付けで本審議会に諮問のありました旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】（案）について慎重に審議した結果、概ね妥当であると認めます。

ただし、今後の計画策定に当たっては、審議会としての意見を別紙のとおり付しますので、これらの意見を十分に尊重するとともに、策定後は、様々な手法により計画の趣旨を市民にわかりやすく伝えながら、実効性のある計画の推進に努められるよう要望します。

# 意見

## 1 施策の展開方向について

### (1) 循環型社会の形成

ごみの減量・資源化をさらに進める取組として記載された「リフューズ」「リペア」「ロングユース」については、これまで普及啓発に取り組んできた3R（「リデュース」「リユース」「リサイクル」）との混同が懸念されるため、市民への普及や分かりやすさを重視し、カタカナ用語の使い方に配慮する必要がある。

また、安全・適正なごみ処理の推進について、「安全」のための施策内容を示す必要があるほか、家庭ごみ適正処理の起点であるごみステーションについては、設置場所の確保やルール違反への対応、カラス対策など、各地域の現状や意見を踏まえて検討していく必要がある。

### (2) 地球環境の保全

わが国の優れた環境技術を応用した水素社会の実現に向けて検討が行われている中、旭川市では水素製造に係る原料やエネルギー源としての水やバイオマス（農作物残渣、木質、汚泥など）、再生可能エネルギーのポテンシャルが高いとの予測があることから、研究段階から実用化に至る可能性を見据えながら、旭川市としての対応を検討していくべきである。

### (3) 自然環境の保全

ジオパークなどの自然資源の活用に向けては、それによって生じる環境影響を予測し、最小化することが重要であるため、自然環境の状況を事前に把握するとともに、対策の内容や効果を勘案し、総合的に判断を行う必要がある。

また、豊かな水と緑からなる良好な自然環境は、安全で安心な農産物の生産や適切な販路の充実に不可欠な農業の基盤であり、川のまち・旭川の重要な水源地でもある。

これらを自然資源として活用する際は、保全と両立した持続可能な利用が必要であり、目的が不明瞭な土地取引から水源地を保全するための取組を検討するべきである。

### (4) 都市環境の形成

街路樹は都市部に安らぎをもたらす緑として重要であるため、公共工事でやむを得ず伐採する場合には、植樹を行うなど、その復元に努める必要がある。

また、街路樹の管理においては、適切な剪定手法を選択するとともに、生じた剪定枝については、資源化などによる有効活用を検討するべきである。

#### (5) 環境に配慮する人の育成

様々な環境問題を解決するためには市民の協力が欠かせないため、より多くの市民に環境への関心を持ってもらうことが極めて重要であるが、環境学習への参加意欲が低いとの市民意識調査の結果を踏まえ、環境白書の概要版の作成や、身近な問題であるエネルギー分野を起点とした情報発信などの様々な手段を用いて、環境学習の手助けとなるよう工夫する必要がある。

特に、子どもの環境学習については、将来に向けた環境に配慮する人の育成に加え、家庭や地域を通じて環境学習の成果を子どもから市民に浸透させる効果が期待できるなど、極めて重要な取組であることから、河川や森林などの自然環境や生物多様性への理解、地域に適したエネルギーや適切なおみ処理の意識を育むなど、旭川の特性を生かした学習内容について、総合学習や自由研究などの学校教育と連携を図りながら取り組んでいく必要がある。

## 2 配慮指針について

事業者の環境保全に係る取組拡大に向け、旭川市が業務委託や物品購入を行う際の、環境保全に積極的に取り組む事業者に対する優遇制度について記載すべきである。

また、環境行政が担う分野は専門的かつ広範囲にわたるため、専門家や環境保全団体との協働を促進するためには、職員の環境保全に係る知識を高めるとともに、資質の向上に努める必要がある。

さらに、良好な環境を将来に引き継いでいくためには、市民・事業者・市が各々の責務を認識し、行動していく必要があることを示すべきである。

## 3 計画の進行管理について

計画の見直しにおいては、その進捗状況や環境問題に係る動向、社会情勢の変化等を踏まえ、課題の重要度を見極めながら適切に行う必要があるほか、専門的な内容を市民の目線で分かりやすく表現するよう工夫する必要がある。

## 2 計画見直しの経過【令和元年度】

### (1) 経過

令和元年5月13日

令和元年度 第1回 旭川市環境審議会

- ・旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】見直しの進め方に関する審議

令和元年6月10日

環境総合調整会議

- ・旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】見直しの進め方に関する審議

令和元年7月30日

令和元年度 第2回 旭川市環境審議会

- ・関連施策進捗状況の報告及び見直し方針案に関する審議

令和元年8月27日

令和元年度 第3回 旭川市環境審議会

- ・改訂素案に関する審議

令和元年8月30日

環境総合調整会議

- ・関連施策進捗状況及び見直し方針に関する報告
- ・改訂素案に関する審議
- ・意見提出手続（パブリックコメント）の実施決定

意見提出手続（パブリックコメント）  
（令和元年9月25日～令和元年10月25日）

令和元年11月15日

令和元年度 第4回 旭川市環境審議会

- ・意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果等の報告
- ・意見の反映等に関する審議

令和2年1月28日

環境総合調整会議

- ・旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】（第2版）の最終案の審議

## (2) 旭川市環境審議会委員

(任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日)

氏名	所属等	
あんどう やすのぶ 安藤 泰巨	公募市民	
いしづか ひでとも 石塚 英俱	旭川市市民委員会連絡協議会	
おくでら しげる 奥寺 繁	北海道教育大学旭川校	
おさき りょうじ 尾崎 良司	あさひかわ自然共生ネットワーク	
しのはら やすのり 篠原 泰則	公募市民	
なかに ふみこ 中谷 扶美子	旭川市小学校長会	
なかむら かずこ 中村 和子	旭川消費者協会	
ますこ じゅんいち 増子 淳一	北海道電力株式会社旭川支店	
みやこし あきひこ 宮越 昭彦	旭川工業高等専門学校	
もりしげ まさや 森重 正也	旭川大学短期大学部	会長
やましる えりこ 山城 えり子	旭川女性会議	副会長
やまだ あつし 山田 敦	北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場	
やまだ ともよし 山田 智善	公募市民	
やまだ はるお 山田 春雄	旭川商工会議所	
やまもと なおひさ 山本 直久	旭川弁護士会	

## 3 旭川市環境基本条例

(平成 10 年 3 月 30 日 条例第 13 号)

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)

#### 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 (第 7 条—第 31 条)

#### 第 3 章 環境審議会 (第 32 条)

#### 附則

旭川市は、大雪山連峰から連なる山並みに抱かれ、石狩川と多くの支流が合流する自然が豊かなまちであり、夏の暑さや冬の厳しい寒さ、四季の鮮明な移り変わり等北国の中でも特色ある風土を有している。

この風土の中で、農業をはじめ、内陸の交通の要衝という地理的条件を生かした産業が発展を続け、旭川市は、今や北海道の拠点都市となった。

しかし、都市化の進展は、市民生活の利便性を向上させた反面、大量生産、大量消費、大量廃棄型経済社会を生み出した。その結果、不用物の増大による環境への影響は、環境の持つ復元能力を超え、地域のみならず地球的規模で広がりを見せており、更には人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、快適で安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利を有するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

今こそ、市民一人一人が現在の生活の在り方を見直し、自然の中で生きてきた、アイヌの人々、開拓に携わってきた人々等先人たちの豊かな知恵と私たちが持てる科学の知見とによって、失われつつある自然の回復に努め、限りある地球の資源を保全し、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければならない。

ここに、人と自然が調和した旭川の風土にふさわしい良好な環境を確保するとともに、地球市民の一員としてかけがえのない地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境を確保することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の

保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が等しく、人と自然が調和した良好な環境の恩恵を受け、この良好な環境をより質の高いものとして将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、資源の循環的な利用を促進することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下に、相互に協力し、かつ、連携して推進されなければならない。

#### (市民の責務)

第 4 条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

#### (事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他の必要な措置を講ずるとともに、緑化、資源の循環的な利用その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

#### (市の責務)

第 6 条 市は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自ら事業を実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

### 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

#### (施策の基本方針)

第 7 条 市は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多



様な自然環境を保全すること。

- (3) 水と緑による都市景観の形成、歴史的文化的環境の形成、冬の快適な生活環境の創造等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境を形成すること。
- (4) 人と環境のかかわりについて理解を深め、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等環境への負荷の少ない新たな生活文化を形成すること。
- (5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境保全に関する国際的取組への貢献に努めること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、旭川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
  - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的な施策の方向
  - (3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、旭川市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

- 第9条 市長は、毎年、環境の状況、環境基本計画に基づく施策の実施状況等を明らかにするため、旭川市環境白書を作成し、公表しなければならない。

(市民環境週間)

- 第10条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、旭川市民環境週間を設ける。
- 2 旭川市民環境週間は、6月1日から1週間とする。
- 3 市は、旭川市民環境週間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

(環境影響評価の措置)

- 第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、既に行われた前項の事業のうち環境に著しい影響を生じていると認められるものについては、その事業を行った事業者がその事業に係る影響について自ら適正に調査及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

- 第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為等環境の保全上の支障となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

- 第13条 市は、環境の状況を的確に把握するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備)

- 第14条 市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境への負荷の低減に資する施設の整備を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の快適な環境の保全及び創造に資する施設の整備を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

- 第15条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要なときは、事業者との間で環境への負荷の低減に資する協定を締結するものとする。

(水と緑に恵まれた良好な環境の保全及び創造)

- 第16条 市は、人と自然が触れ合い、緑豊かな地域の形成を図るため、森林、緑地及び河川の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、生物の生息環境及び生育環境に配慮し、在来野生生物及び希少野生生物の保護に努めるものとする。
- 3 市は、河川空間の整備、河畔林の保全等により、良好な河川の環境を確保するとともに、山並み、丘陵地、農地等から成る緑の連続性の保全及び創造を図り、水と緑に恵まれた良好な環境の保全及び創造を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、農地が有する環境の保全及び創造に寄与する多様な機能を保全し、及び創造するため、農地の有効利用、環境への負荷の少ない農業の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(快適な都市環境の保全及び創造)

- 第17条 市は、潤いと安らぎのある快適な都市環境を保全し、及び創造するため、都市の緑化及び美化の推進、良好な景観及び親水性の高い水辺地の形成、快適な音の環境の確保、歴史的又は文化的な財産の保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

(快適な冬の生活環境の保全及び創造)

- 第18条 市は、快適な冬の生活環境を保全し、及び創造するため、雪や寒さに関する調査研究を行うとともに、雪を克服し、及び利用し、並びに雪に親しむ総合的な対策を推進するものとする。
- 2 市は、冬の大気環境の保全を図るため、地域の地理的及び気象的特性を考慮し、必要な対策に努めるものとする。

(資源及びエネルギーの消費の抑制等の促進)

- 第19条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源及びエネルギーの消費の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量化が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の市の事業の実施に当たって、資源及びエネルギーの消費の抑制、資源の

循環的な利用並びに廃棄物の減量化に努めるものとする。

- 3 市は、新しいエネルギー（廃棄物等の循環的な利用により生み出されるものを含む。）の開発に対する事業者の取組を促進するために、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）  
第20条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を自ら進めるとともに、市民及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（経済的措置）  
第21条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の環境の保全に関する活動を促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民、事業者又は民間団体に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

（環境学習等の推進）  
第22条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する学習を推進するものとする。

- 2 市は、特に次代を担う子どもたちの環境の保全及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境保全に関する施策の推進）  
第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 市は、関係機関及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する情報の収集及び提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

（市民等の自発的活動の促進）  
第24条 市は、市民、事業者又は民間団体による環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の参加の機会の確保）  
第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、市民、事業者及び民間団体の参加の機会の確保に努めるものとする。

（市民等の意見の反映）  
第26条 市は、市民、事業者及び民間団体の環境に関する意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供並びに調査研究の実施）  
第27条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造に資するため、必要な調査研究に努めるものとする。

（国等との協力）  
第28条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策については、国、

他の地方公共団体及び関係機関と協力して推進するものとする。

（施策の推進体制の整備）

第29条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第30条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境監査等）

第31条 市は、事業者の自主的な環境管理及び環境監査が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、実施した事業、利用した製品等における環境への配慮の状況を検査することにより、自ら環境監査の実施に努めるものとする。

### 第3章 環境審議会

（環境審議会）

第32条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、旭川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって構成する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

## 4 計画の変遷

平成 12 年に最初の計画を策定して以来、社会情勢や環境問題の変化等を踏まえながら修正（改訂）を重ねてきました。

修正のうち、計画期間を改めた場合を「策定」、改めていない場合を「見直し」として、計画の変遷を示します。

旭川市環境基本条例 平成 10（1998）年 3 月制定

### 旭川市環境基本計画

平成 12（2000）年 2 月 2 日策定	計画期間
	平成 20（2008）年度まで



### 旭川市環境基本計画（第 2 次計画）

平成 21（2009）年 3 月策定	計画期間
	平成 21（2009）年度からおおむね 10 年間



### 旭川市環境基本計画【第 2 次計画・改訂版】

平成 28（2016）年 3 月策定 令和 2（2020）年 1 月見直し	計画期間
	平成 28（2016）年度から令和 9（2027）年度までの 12 年間

## 5 用語解説

### あ行

#### ●旭川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「エっこらしょ」

旭川市環境基本条例及び旭川市環境基本計画に基づき、市役所が自らの事務・事業において率先して環境への負荷の低減に努め、温室効果ガスの削減を図るための取組を定めた計画。

地球温暖化対策推進法で地方公共団体が策定を義務付けられた計画としても位置付けられている。

#### ●硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>）など硫黄の酸化物の総称。石炭、石油などの化石燃料中に含まれる硫黄分が、燃焼の過程で酸素と結びつき生成される。

亜硫酸ガスと呼ばれており、のどや肺など呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあるほか、雨に溶けて酸性雨の原因ともなる。

#### ●一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出される家庭ごみ、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物が含まれる。

#### ●エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。

消費者が、暮らしと環境との関係について考え、環境に配慮された商品を選ぶための目安として役立てられることを目的としている。

#### ●SDGs

世界が2016年から2030年までに達成すべき17の環境や開発に関する国際目標。

Sustainable Development Goalsの略で、「持続可能な開発目標」と訳されている。

地球環境や気候変動に配慮しながら、持続可能な暮らしや社会を営むために、世界各国の政府や企業を含めたあらゆる立場の人々が解決すべき目標として設定された。

「貧困をなくそう」「気候変動に具体的な対策を」などの17の目標と、それらの目標を実現するための169のターゲットで構成されている。

#### ●オゾン層

地上15～50km（成層圏）に存在するオゾン（O<sub>3</sub>）濃度の高い大気層。太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を果たしている。

エアコンや冷蔵庫の冷媒として使用されていたフロンガスなどにより破壊され、南極上空にオゾン濃度が低い「オゾンホール」が観測されるなど、地上への影響が懸念されている。

#### ●温室効果ガス

太陽から地表に届いた熱を受けて、地表から放射される赤外線を吸収する作用の大きいガスの総称で、代表的なものとしては、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）などがある。

大気中のこれらのガスの濃度が上昇すると地表面からの熱放射が阻害され、地球温暖化が引き起こされるといわれている。

主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の大気中濃度は、産業革命などの工業化以前（1750年頃）の278ppmから、2018年には407.8ppmに達するとされており、急激な増加が見られる。

## か行

### ●カーボン・ニュートラル

植物は光合成を行い、大気中の二酸化炭素を吸収して成長することから、「これを燃焼し二酸化炭素が発生しても植物のライフスタイル全体では大気中の二酸化炭素の増減に寄与しない」とする考え方がカーボン・ニュートラルである。

### ●外来種

本来の移動能力を超えて国内外の他の地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された生物種。

近年、導入された地域の環境に過剰に適応し、人間の生活や地域固有の生態系に影響を及ぼす「侵略的外来種」による被害の事例が注目されている。

### ●外来種被害予防三原則

外来種による被害を未然に防ぐ考え方。

①生態系等への悪影響があるかもしれない外来種を日本に「入れない」ことが最も重要であり、②すでに国内で利用されている外来種を野外に出さないためには絶対に「捨てない」ことが必要であり、③野外で外来種が繁殖してしまっている場合にも、それ以上「拡げない」ことが重要というもの。

(※58ページにも解説あり。)

### ●家庭エコ診断

各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを実施することにより効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくための制度。

### ●環境アドバイザー制度

本市が平成9年度から実施している制度。

市民や各種団体、学校等における自主的な環境学習や環境保全活動等の人的支援を目的とし、予め登録された個人・団体をアドバイザーとして派遣する制度で、地域における環境学習のサポートを行っている。

### ●環境影響評価

周辺の自然環境に開発事業が環境に与える影響の程度と範囲、その防止対策について事前に調査、予測、評価すること。

開発によって失われた自然環境の回復や復元は著しく困難であるため、大きな影響を及ぼすおそれがある事業については、その規模などによって国や都道府県に意見を求め、勘案するよう環境影響評価法で定められている。

### ●環境基準

環境基本法に基づき定められた、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

現在は、大気汚染、水質汚濁(地下水を含む)、土壌汚染及び騒音(航空機騒音、新幹線鉄道騒音を含む)のそれぞれについて、基準が定められている。

### ●環境基本法

国の環境政策の根幹を定めた基本法で、環境保全に関する基本理念、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を定めている。

また、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「環境基本計画」、人の健康保護及び生活環境を保全する「環境基準」「公害防止計画」など、環境の保全に関する施策の基本事項について定めている。

## (か行)

### ●環境教育

人間と環境の関わりについて理解と見識を深めることにより、環境保全活動へ参加する態度や環境問題解決に資する能力を育成するための教育。

幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校・地域・家庭・職場・野外活動の場など、多様な場において推進される。

### ●環境負荷

人が環境に与える負担。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

環境基本法では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

### ●環境保全活動

広く市民の参加を得て行う、地域の環境保全に重要な意義を有する活動。

事例として、地域で行われる資源リサイクル活動や植樹などの緑化活動、環境美化のためのごみ拾い、外来種の防除や身近な自然などについて理解を深めるための自然観察会などが挙げられる。

### ●気候変動適応法

既に生じている、あるいは、将来予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減を国、地方公共団体、国民が連携して取組むための枠組みを定めた法律（平成30年12月施行）。

地球温暖化対策推進法が温暖化に対する緩和策であるのに対し、本法は適応を推進するためのものである。

### ●規制基準

事業活動及びその他の活動を行う者が遵守しなければならない許容限度を指す。

ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭等の発生についてそれぞれ基準が設定されており、ボイラーや焼却炉などから発生するばい煙、粉じんについては排出基準、工場や事業場からの排水については、排水基準という。

### ●揮発性有機化合物

常温常圧で空气中に容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指す。

水より比重が大きい、粘性が低い、分解しにくい性質から、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。

また、大気中に放出されたものは光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質（SPM）の発生に関与していると考えられている。

### ●京都議定書

1997（平成9）年12月に京都で開催された、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書。

先進各国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

### ●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質、デザインだけでなく、リサイクルされた原料を使用している、製造過程における温室効果ガス排出量が少ないなど、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

こうした行動が普及することで、環境負荷の低い製品の普及や消費活動による環境負荷の低減が期待される。

## (か行)

### ●光化学オキシダント (Ox)

工場や自動車から排出された大気中の窒素酸化物(NOx)や炭化水素などの大気汚染物質が、太陽光の紫外線を受け反応して発生する酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたもので、本市では高層大気から降下してきた天然のオゾンが多くの割合を占めると考えられている。

光化学スモッグ発生の原因であり、目や喉などの粘膜に影響を及ぼすおそれがある。

### ●公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。

ただし、公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものを除く。

### ●国内外来種

国内の他地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された生物種。

北海道における国内外来種には、津軽海峡を越えて本州から導入されたアズマヒキガエルやカブトムシ、ゲンジボタルなどが挙げられる。

一部は特定外来生物と同様に生態系に対する影響が懸念され、北海道の指定外来種となっている。

## さ行

### ●再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、化石燃料(石炭・石油)や原子力といった枯渇の恐れがあるエネルギー資源と対比して用いられる。

代表的なものは、太陽光、風力、水力、地熱などの自然エネルギーであり、廃棄物の焼却で得られるエネルギーも含まれる。

### ●産業廃棄物

事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物が定められている。

### ●酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨、雪、ガス、粒子などの降下物で、通常はpH(水素イオン濃度指数)5.6以下のものをいう。

生態系被害(湖沼の酸性化による生物の死滅、樹木の立ち枯れによる森林の荒廃など)や人の生活への被害(建造物のコンクリートや金属部分の溶解など)が認められている。

**(さ行)****●ジオパーク**

地球科学的に重要な地質・地形を含む自然公園のことで、大地の成り立ちだけでなく、大地の上に成り立つ自然、そこに暮らす人々の歴史や文化を学ぶことのできる場である。ジオパーク活動は、それらの地質・地形の保全とともに、教育や観光に活用し、地域の持続可能な発展につなげることを目的としている。

民間団体「世界ジオパークネットワーク」によって120地域が世界ジオパークに認定されてきたが、平成27（2015）年11月、従来から支援を行ってきたユネスコの正式事業となった。

一方、日本ジオパークは、日本ジオパークネットワークが独自に認定する制度で、平成31（2019）年4月現在、国内44地域が認定されている（うち9か所が世界ジオパーク）。

**●持続可能な開発のための教育（ESD）**

世界規模で持続可能な社会を形成するためには、地球温暖化や生物多様性に加え、貧困・人権・紛争など相互に関連しあった問題を総合的に解決する必要がある。

こうした問題に対し、身近な課題に関心を持ち、学び、行動することを基本とした国際的な教育プログラムである。

国内では学習指導要領にもESDの考え方が盛り込まれているほか、社会教育の分野においても、様々な世代における自発的な活動が期待されている。

**●指定外来種**

道内の生物多様性に著しい影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして、北海道生物多様性条例に基づき指定された外来種。

①在来種の捕食・競合・駆逐、②植生破壊による生態系基盤の損壊、③交雑による遺伝的攪乱などの影響が懸念されている。

道内で指定外来種の飼養等（飼養・栽培・保管・運搬）を行う場合は、野外に出ないように適切に管理する必要があるほか、野外に放つ行為は禁止されている。

また、指定外来種の販売業者には、これらに関する説明義務が課されている。

本市で生息が確認されている指定外来種としては、アズマヒキガエルなどがある。

**●循環型社会**

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる、資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会。

循環型社会形成推進基本法では、「廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものは循環的な利用が促進され、循環的な利用が行われない廃棄物については適正な処分が確保される、天然資源の消費を抑制した、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定められている。

**●省エネルギー**

エネルギーを節約すること。または、より少ないエネルギーで社会的・経済的な効果を得られるようにすること。

具体的な手法としては、不要な機器の停止や温度・照度の設定見直し、設備・機器の補修、効率的な設備への取替えなどが挙げられるが、日常生活でそれらを使用する市民一人ひとりの意識が最も重要である。



## (さ行)

### ●浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。

下水道整備計画のない地域での水質汚濁や悪臭の防止など、環境改善を図る有効な手段である。

### ●硝酸性・亜硝酸性窒素

化合物の中に硝酸塩・亜硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオン、亜硝酸イオンとして存在している。

肥料、家畜ふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたものが富栄養化の原因となっている。

作物の吸収量を超える過剰な肥料投入や家畜ふん尿の不適正な管理によって地下水の富栄養化が生じた場合、湿地帯など貧栄養を前提とした自然環境への影響が懸念される。

### ●水源地

雨水を吸収・貯留し、地下水として少しずつ川に流す作用が期待される、森林や土壌が広がる地域。様々な動植物の生息地として重要であるとともに、都市部における洪水や濁水を防止する機能をもつ。

### ●スマートコミュニティ

家庭やビル等の電力の需要と供給を見える化し、情報通信や蓄電池の技術を活用したエネルギーマネジメントを実現することによって、「エコで快適」「安全・安心」な暮らしが持続するまじのこと。

### ●3R（スリーアール）

ごみを減らし、循環型社会を作っていくための取組である。廃棄物の発生抑制（Reduce:リデュース）、再使用（Reuse:リユース）、再生利用（Recycle:リサイクル）の頭文字を取って表したもの。

発生抑制は「廃棄物の発生を減らすこと」、再使用は「使用済みのものを繰り返し使用すること」、再生利用は「使用済みのものを原材料として利用すること」を意味している。

### ●生物多様性

「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」で構成される、多種多様な生物が様々な環境で生息している状態を指す。

私たち人間もその一部として、空気・水・農業・文化など様々な面で生物多様性の恩恵を受けているが、産業革命に端を発する人間の活動規模の急激な拡大に伴い絶滅種や絶滅危惧種が急激に増加するなど、世界規模で生物多様性の損失が進行している。

すべての生物種は他の生物種と微妙なバランスの下で関わり合いながら成立していることを認識し、人間社会が持続可能な発展を遂げるためには、その基盤である生物多様性の保全が極めて重要である。

### ●生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性国家戦略を基本として地方自治体が定める、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策について、各地方自治体が単独、あるいは共同で策定するよう努めることとされている。

## (さ行)

### ●世界自然遺産

世界遺産条約に基づき世界遺産リストに登録される遺産のカテゴリーの一つ。

自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「自然美」「地形・地質」「生態系」「生物多様性」のいずれかを満たす必要があり、令和元

(2019)年現在、213か所が登録されている。

日本国内では平成5(1993)年に登録された「屋久島」と「白神山地」に続き、平成17(2005)年に「知床」が、平成23(2011)年に「小笠原諸島」が登録されている。

自然遺産の価値を将来にわたって維持するためには適切に保護管理されていることが必要であり、世界自然遺産地域は、国が責任をもって管理できる国立公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、天然記念物など、国の法律や制度等に基づく保全措置が講じられている。

### ●雪水冷熱

雪や氷が持つ冷熱エネルギーのことであり、建物の冷房や農産物の冷蔵等の熱源として利用することができる。

冬期間の雪氷を有効利用でき、二酸化炭素の発生も伴わないことから、積雪寒冷地域における有効な再生可能エネルギーとして活用が可能である。

### ●絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。

自然の状態であっても進化の過程で種の絶滅が起きることはあるが、近年、さまざまな人間活動の影響により、かつてない速さと規模で進んでいる絶滅が問題となっており、地球環境保全上の重要な課題となっている。

## た行

### ●ダイオキシン類

人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3物質を「ダイオキシン類」と定義している。

発生源となる廃棄物焼却炉などからの排出が規制されている。

### ●地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象。

海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収し貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

### ●地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量の国としての削減目標を地球温暖化対策計画で定め、その達成に向けた国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにするものである。

## (た行)

### ●地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など多様な取組が展開されている。

消費者と生産者の相互理解を深め、地域の農業や経済の発展に寄与するとともに、輸送に伴うコストの低減や二酸化炭素の排出削減など、環境負荷の低減に貢献すると考えられている。

### ●窒素酸化物 (NOx)

一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) など窒素の酸化物の総称。

工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であり、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。

窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっているほか、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) は、温室効果ガス的一种でもある。

### ●低炭素社会

化石エネルギーへの依存から脱却し、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) の排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

### ●特定外来生物

外来生物法 (特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律) で定められた、「生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある外来生物 (国外由来の外来種)」を指す。

外来種被害予防三原則に従い、その取扱い (飼養・栽培・保管・運搬・輸入) を規制し、防除を行うことで被害防止を図ることとしている。

本市においても、アライグマやウチダザリガニ、セイヨウオオマルハナバチ、オオハンゴンソウなどが確認されており、生態系などへの影響が懸念されている。

## は行

### ●バイオマス

光合成によってつくり出される再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指す。

廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥などの廃棄物系バイオマス、稲わら・麦わら・もみ殻等の農業廃棄物や林地残材 (間伐材、被害木等) などの未利用バイオマスがある。

大気中の二酸化炭素を吸収し生成した資源であるため、カーボン・ニュートラルの考え方から、利用の拡大が検討されている。

### ●パリ協定

平成27 (2015) 年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) で採択された、2020年以降の温暖化防止の新たな枠組み。

「産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持する」ことを主な目的とした温室効果ガスの排出削減「緩和」や気候変動の悪影響への対処「適応」などについて規定している。

京都議定書に代わる、すべての国が参加する公平かつ実効的な新しい法的枠組みとして発効された。

日本はCOP21の開催に先立ち「2030年度に2013年比で温室効果ガスを26%削減する」との約束草案を提出している。

### ●ppm (ピーピーエム)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表す単位で、百万分の1を意味する。

例えば、空気1立方メートル中に1立方センチメートルの物質が含まれている場合には、この物質の濃度が1ppmに相当する。

## (は行)

### ●微小粒子状物質 (PM2.5)

物質の燃焼などで発生するSPM(浮遊粒子状物質)のうち、大きさが $2.5\mu\text{m}$ (1mmの400分の1)以下のものを指す。

粒子が非常に小さいため、人体の呼吸器系に及ぼす影響がSPMよりも大きいと考えられている。

### ●フードマイレージ

英国で提唱された「Food Miles」の考え方に基づき、農産物の輸送による環境負荷を数値化するために考えられた指標のこと。

農産物の輸送量に輸送距離を乗じて算出され、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送に要する燃料が増加(二酸化炭素排出量の増大)を伴うため、この数値が高いほど環境に大きな負荷を与えていることになる。

### ●不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされており、この規定に違反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」という。

山林や河川敷地など人目につかない場所に投棄されることが多く、環境汚染の一因となっている。

### ●浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊しているばいじんや粉じん、自動車の排出ガスに含まれるカーボン粒子などの中でも、粒径 $10\mu\text{m}$ (1メートルの十万分の1の長さ)以下の粒子状の物質。

人体に対しては、気管や肺まで到達することで、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがある。

### ●フロン類

特定フロン(CFC:クロロフルオロカーボン、HCFC:ハイドロクロロフルオロカーボン)と代替フロン(HFC:ハイドロフルオロカーボン)を指す。

冷蔵庫やエアコンの冷媒に使われていた前者によるオゾン層破壊が明らかとなり、オゾン層を破壊しない後者への転換が進められてきたが、両者ともに高い温室効果を持つため、フロン排出抑制法に基づき回収・破壊が義務付けられている。

なお、近年ではフロン類を使用しない冷蔵庫やスプレー缶が実用化され、「グリーン購入」の一環として普及が進められている。

## ま行

- $\mu\text{g}$  (マイクログラム)
- $\mu\text{m}$  (マイクロメートル)

「 $\mu$  (マイクロ)」は百万分の1を意味する接頭語で、物質の質量を示す単位“ $\text{g}$  (グラム)”と組み合わせることで、1グラムの百万分の1の量 ( $1 \times 10^{-6}\text{g}$ ) を意味する。

同様に、物質の長さを示す単位“ $\text{m}$  (メートル)”と組み合わせることで、1メートルの百万分の1の量 ( $1 \times 10^{-6}\text{m}$ ) を意味する。

### ●緑の回廊

公園や河畔林 (市街地) と森林地帯 (郊外) を結び、連続性を持たせた一体的な緑地を指す。

複数の緑地が孤立した状態よりも、移動や繁殖といった生物の活動が活発となるなど、人と自然の共存・共生にとって重要な考え方と言われている。

### ●モニタリング

大気や水質の継続観測、植生の経年的調査、気候変動による生物種の構成や外来種と在来種の分布など、一定の調査手法で長期にわたり継続監視することで、その変化を把握すること。

継続することに意味があるため、調査費用の低減が求められることが多く、機械力の導入や簡便な調査手法などの技術開発を進めながら計画的に実施する必要がある。

## や行

### ●野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣の保護管理は生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、以下のとおり行うことを指す。

保護とは、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

管理とは、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

野生鳥獣の生息数を正確に把握することは難しいため、モニタリングによって施策の妥当性を検証しつつ、軌道修正を繰り返すという順応的な保護管理を行う必要がある。

## ら行

### ●緑被率

樹木や草本類などの緑で覆われた土地の面積の占める割合を示したもの。

平面的な緑の量を把握するための指標で、都市計画などに用いられる。

## 外来種被害予防三原則

### 入れない

外来種による影響の完全な予測は困難です。国内や未生息地域に「入れない」ことが最も重要です。

### 捨てない

現に飼養・栽培されている外来種も、野外に出さなければ被害の予防が可能です。「捨てない」（逸出させない）ことが大変重要です。

### 拡げない

野外で定着してしまった外来種による被害を悪化させないため、他の未生息地域に持ち出さない、増やさないなど、分布域や生息数をそれ以上「拡げない」ことが重要です。



## **旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】**

平成28年3月初版発行

令和2年1月第2版発行

**【編集・発行】**

旭川市 環境部 環境総務課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地

電話 0166-25-5350 FAX 0166-29-3977

Eメール [kankyosomu@city.asahikawa.lg.jp](mailto:kankyosomu@city.asahikawa.lg.jp)

旭川市公式ホームページ

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>